

岩手県告示第 579 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 7 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さゆり薬局	盛岡市月が丘三丁目 31 番 5 号	平成 19 年 5 月 31 日
合資会社マルヤ薬局	大船渡市大船渡町字明神前 1 番地 12	平成 19 年 5 月 30 日